

# 用語集



# 用語集

## 【あ】

用語	内容
アクセス	接近すること。また、近づく手段のこと。
IC（インターチェンジ）	高速道路の出入口。
インフラ	基盤、下部構造などの意味を持つ「インフラストラクチャー」（英）の略。
オープンスペース	都市または敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。

## 【か】

用語	内容
街区公園	都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする、面積0.25haを標準とした公園。
可住地人口密度	市街化区域において、道路や公園などの人が住むことが難しい土地の面積を除いた用地を可住地とし、そこに生活する人口密度のこと。（都市計画運用指針では市街化区域の適正な人口密度は60人/ha。）
幹線道路	都市内の主要な交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路。
狭あい道路	日常生活だけでなく、防災や災害時の活動にも支障を来す可能性がある幅の狭い道路。主に幅員4m未満の道路。
協働	地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むこと。
拠点	活動の足場となる重要な地点。
緊急輸送道路	地震直後から発生する救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路。
景観	風景。景色。
景観計画	景観法に基づき、都市や農山漁村等において、良好な景観を形成、保全、創出する必要がある区域について定める計画。
景観地区	景観計画で定められた景観計画区域の中でも、積極的に景観形成を図るために、建築物の形態、意匠、高さの限度、壁面位置等について制限を加える地区。
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減を図るようにすること。
公共空間	個人の土地などに属さない公の空間。
公共交通ランドデザイン	公共交通の将来的なあり方を示す長期的かつ総合的な構想。
交通結節点、交通結成機能	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する場所。 具体的には、鉄道、バス、タクシー、自家用車、自転車などの交通手段をつなぐ場所であり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
工業導入地域	農村地域工業等導入促進法によって指定された、農村地域において産業の立地、導入を促進する必要がある地域。平成29年6月より、法律の名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」となった。

## 【か】

用語	内容
耕作放棄地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。
コミュニティ	同じ地域に居住して利害を共にし、政治、経済、風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり。
コミュニティバス	自治体が運営するバス。
コミュニティ・プラント	地方公共団体が設置する小規模な下水処理施設のこと。
コントロール	制御すること。統制すること。管理。

## 【さ】

用語	内容
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
市街地開発事業	一定の地域において、地方公共団体等が総合的な計画に基づいて、公共施設の整備と宅地又は建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を図るもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などがある。
事前復興	平時のうちに災害が発生した際のことを想定し、被害最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。「事前に」、「復興対策」を「計画的」に準備しようというのが事前復興の考え方である。
集約型都市構造（コンパクトシティ＋ネットワーク）	中心市街地周辺や鉄道駅などの交通結節点周辺において、生活に必要な都市機能が集積した都市構造のこと。
準都市計画区域	都市計画区域外のうち、相当数の住居その他の建築物の建築または敷地造成が現に行われ、または行われると見込まれる一定の区域であって、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがある場合に、都道府県が指定するもの。 準都市計画区域に指定されると、都市計画区域と同様、一定の開発、建築制限を受け、用途地域等のきめ細やかな土地利用ルールの活用も可能。ただし、都市計画区域と異なり、市街地整備事業や都市計画施設、地区計画は定めることはできない。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる空間。
ストック	資産、備蓄、在庫の概念。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。
ゾーン（ゾーニング）	地帯。区域。範囲。

## 【た】

用語	内容
地域地区	土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された、地域、地区または街区をいう。用途地域、特定用途制限地域、防火地域などがある。
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。地区計画が定められた区域内において、建物を建てたり、宅地を造成したりする場合には事前の届け出が必要となり、地区計画の内容に適合していない場合は勧告を受ける。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合（高齢化率）が21%を超えた社会。
中心市街地	多くの人が住み、商店、事業所、公共施設などが集積し、広域から人が集まることのできる鉄道駅などの周辺に形成された市街地のこと。
昼夜間人口比率	国勢調査を基に、下記に示す昼間人口と夜間人口の比率。 昼間人口：市に常住する人口（夜間人口）に他の都市から通勤、通学などによる流入人口を足し、市から他都市へ通勤、通学などによる流出人口を引いた人口。 夜間人口：市に常住する人口。
DID（人口集中地区）	Densely Inhabited District の略。国勢調査で設定される統計上の地区のことで、人口密度の高い基本単位区（4,000人/km <sup>2</sup> 以上）が互いに隣接して5,000人以上となる地区のこと。
低炭素	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの温室効果ガスのこと。 この温室効果ガスの抑制に努めることとしている。
低未利用地	有効に利用されていない土地のこと。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地など、都市的な利用が図られていない土地（田、畑等）を指す。
特定用途制限地域	都市計画法に基づき、用途地域でない区域内（ただし、市街化調整区域は除く。）で、建物の用途に対し、細かな制限を加えるもの。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域に指定されると、一定の開発、建築制限（開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請、集団規定の適用）を受けるほか、用途地域、地区計画等の制度活用が可能となる。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定された道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。（＝略称は（都））
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針として、都市内の土地利用の方向性や市街地整備の方針を示す計画。
都市施設	道路、公園、下水道など都市に必要な施設のこと。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備、改善を図るための市街地整備手法の一つ。

## 【な】

用語	内容
南海トラフ地震防災対策推進地域	内閣総理大臣が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため地震防災対策を推進する必要があるとして指定した地域。
南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震。
ニーズ	必要。要求。需要。
ネットワーク	個々のつながり。網。
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。
農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業振興を図っていくこととする区域。

## 【は】

用語	内容
ハザードマップ	災害が発生する可能性と発生した場合の被害予想を示し、住民の迅速な避難行動など、被害を最小限に抑えることを目的として作成された図。
バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づき、火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域。火災発生の際の危険度に応じて防火地域、準防火地域の区分で指定される。
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。

## 【や】

用語	内容
遊水	河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留すること。
用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は12種類あり、住居系は7種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

## 【ら】

用語	内容
リスク	ある行動や事象に関する危険性のこと。
ルール	規則。規程。きまり。ローカルルールは、地域独自のきまりを指す。
レクリエーション	疲労を癒し、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。
6次産業	農林漁業者が、第1次産業である農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造、販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業（工業、製造業）や第3次産業（販売業、サービス業）を行う取り組み。
ロードサイド	道路沿い。ロードサイド型の商業施設は、一般的に、郊外のバイパス沿いに立地する中・大規模のものを指す。

